

## 論文

## 「慰安婦性奴隷」説が国連と国際社会に拡散した過程、 日本人弁護士の果たした役割を中心に

西岡 力（歴史認識問題研究会会長）

### はじめに

国連に初めて慰安婦問題が持ち込まれたのは、1992年2月である。持ち込んだのは日本人だった。戸塚悦朗弁護士が2月17日、国連人権委員会（現在の人権理事会）で慰安婦問題を取り上げるように要請したのだ。韓国の運動団体などがその頃、国連に要請書や資料を送っていたが、戸塚は人権委員会の協議に参加できる資格を持つNGO「国際教育開発（IED）」代表の資格を持っていたため、委員会で発言できた。<sup>(注1)</sup>これが、国連での初めての慰安婦問題提起だった。

このとき、戸塚は慰安婦を「性奴隷」だとして、日本政府を攻撃した。後日、人権委員会に提出されたクマラスワミ報告、そして米議会慰安婦決議や韓国憲法裁判所判決にも出てくる「慰安婦性奴隷」説という、事実と反する主張が初めて国際社会に出たのがこのときだ。

本稿では、戸塚の活動の結果、「慰安婦性奴隷」説がいかん拡散していったのかを、(1)戸塚の国連での活動、(2)クマラスワミ報告の内容、(3)韓国憲法裁判所判決の内容、の3つに分けて検討する。

### (1) 戸塚の国連での活動

国際社会に慰安婦問題を訴えるためには、貧困による身売りへの同情を求めるわけにはいかない。戦前の国際法の枠組みの中でも、日本が犯した、許せない悪業だと言わなければならない。戸塚は、1992年にはじめて慰安婦問題を国連に持ち込んだときの自分の思いを、こう回想している。<sup>(注2)</sup>

〈それまで「従軍慰安婦」問題に関する国際法上の検討がなされていなかったため、これを法的にどのように評価するか新たに検討せざるをえなかった。結局、筆者【戸塚のこと・西岡補】は日本帝国主義の「性奴隷」(sex slaves)と規定した。たぶん直感的な評価だったが、被害者側の告発が筆者の問題意識にもパラダイムの転換を起こしていたのかもしれない。〉

この戸塚の「直感」から生まれた「性奴隷」説は、当然、当初は国連でも相手にされなかった。ただし、国連人権委員会は国家代表以外に、一定の条件を満たすNGOが討議に

参加できた。この制度を利用して、戸塚は韓国の運動団体などとともに毎年、人権委員会、その下にある「差別防止少数者保護小委員会」（通称・人権小委員会）、そして人権小委員会の下で活動する「現代奴隷制作業部会」に執拗に働きかけた。

国連の人権関係者にすれば、日本人が会議のたびにわざわざかけてきて、自国の政府を糾弾するのであるから、慰安婦問題はとんでもなくひどい蛮行だと思ふようになったのだろう。

戸塚が「性奴隷」という規定を持ち出して国連に慰安婦問題を持ち込んだ92年2月は、同年1月宮沢総理が訪韓して盧泰愚大統領に8回謝罪を行ない、慰安婦問題が日韓の外交懸案に浮上した直後だった。当時は日韓のマスコミによる、日本軍が「ドレイ狩り」のように慰安婦を連行したという虚偽宣伝が、事実として報じられていた時期だ。<sup>(注3)</sup>

戸塚の引用を続けよう。<sup>(注4)</sup>

〈日本の国会審議で日本政府が無責任な発言をしたこと、韓国で金学順さんら被害者が名乗り出て、「人道に対する罪」を告発する訴訟を起こしたこと、吉見義明氏による公文書発見で軍の関与が証明されたこと、日本首相による一定の謝罪があったことからとった行動だった。〉

ここで言及されている名乗り出た金学順さんは、人身売買によりキーセンとして朝鮮業者に売られた被害者であり、吉見発見文書とは軍が民間業者の不法な慰安婦募集を取り締まるように求めるものだった。このことは90年代の日本国内での論争で明確になった事実だが、戸塚は2005年になってもこのように書いている。戸塚の引用を続ける。<sup>(注5)</sup>

〈当時、韓国の教会女性連合会など諸団体は、この問題を「日本は多くの若い朝鮮女性たちを騙し強制して、兵士たちの性欲処理の道具にするという非人道的な行ないをして罪を作りました」としてこれを「蛮行」と規定していた。

しかし、それまで「従軍慰安婦」問題に関する国際法上の検討がなされていなかったため、これをどのように評価するか新たに検討せざるをえなかった。結局、筆者は日本帝国軍の「性奴隷」(sex slave)と規定した。たぶん直感的な評価だったが、被害者側の告発が筆者の問題意識にもパラダイムの転換を起こしていたのかもしれない。〉

この戸塚の直感が国際社会での「慰安婦性奴隷」説拡散のスタートだった。日本人が国連まで行って、事実と反する自国誹謗を続けるのだから、多くの国の外交官がそれに巻き込まれるのは容易だった。戸塚の引用を続ける。<sup>(注6)</sup>

〈だが、国連内でこの法的評価が承認され、同様の転換が起きるまでには多くの障害があった。その後筆者らは、数多くの国連人権会議に参加して、この問題を提起し続けた。現代奴隷制作業部会、差別防止少数者保護委員会(人権小委員会)、人権委員会には毎年参加した。そのほか、ウィーン世界人権会議(1993年)とその準備会、北京世界女性会議とその準備会など参加した関係国際会議を数えるだけでも気が遠くなるほどの数になった。〉

戸塚の著書『日本が知らない戦争責任 国連の人権活動と日本軍「慰安婦」問題』（現代人文社、1999年）から、彼の国連などでの活動を抜き出してみた。

- 92年 2月 ジュネーブ 国連人権委員会
- 92年 5月 ジュネーブ 差別防止少数者保護委員会現代奴隷制作業部会
- 92年 8月 ジュネーブ 人権委員会差別防止少数者保護委員会（人権小委員会）
- 93年 2月 ジュネーブ 人権委員会
- 93年 5月 ジュネーブ 差別防止少数者保護委員会現代奴隷制作業部会
- 93年 6月 ウィーン世界人権会議
- 92年 8月 ジュネーブ 人権委員会差別防止少数者保護委員会（人権小委員会）
- 93年10月 国連欧州本部ジュネーブ 国連規約人権委員会
- 93年11月 平壤 日本の戦後処理問題に関するピョンヤン国際会議 韓国挺対協も2名出席
- 94年 1月 ニューヨーク 女性差別撤廃委員会
- 94年 2月 ジュネーブ 人権委員会
- 94年 2月 挺対協らが慰安婦を奴隷化した日本軍関係者らを東京地検に告訴状提出に立ち会う 朴元淳弁護士（現ソウル市長）同行
- 94年 4月から5月 ジュネーブ 現代奴隷制作業部会
- 94年 8月 ジュネーブ 差別防止少数者保護委員会
- 95年 2月 ジュネーブ 人権委員会
- 95年 4月 ニューヨーク 国際女性の地位委員会 国連世界女性会議最終準備会
- 95年 4月 ジュネーブ 現代奴隷制作業部会
- 95年 8月 ジュネーブ 差別防止少数者保護委員会
- 95年 9月 北京 国連世界女性会議
- 96年 2月 ジュネーブ 人権委員会 クマラスワミ報告書公表

国連人権委員会で「慰安婦=性奴隷」と問題提起した92年2月からクマラスワミ報告が公表された96年2月までの四年間で18回、二ヶ月半に1回、国連を訪問している。

1994年、戸塚の最初の提起から二年がたって、国連の人権委員会は「女性に対する暴力に関する特別報告官」としてスリランカのラディカ・クマラスワミ女史を任命した。当時国連人権委員会は旧ユーゴやルワンダで起きた女性への暴行や家庭内での女性への暴力など、現代における女性に対する暴力に関して、人権侵害として関心を払っていた。スリランカ人であるクマラスワミ女史が1994年3月、「女性への暴力、その原因と結果に関する特別報告者」に任命されたのも、そのためであった。

しかし、クマラスワミ女史は50年前の出来事である慰安婦問題も調査対象に加え、1995年7月、韓国と日本を訪問し、北朝鮮政府から資料提供を受けた。それらをもとにして「女性に対する暴力とその原因及び結果」に関する本報告書とは別に、付属文書として「女性に対する暴力——戦時における軍の性奴隷制度に関して、朝鮮民主主義人民共和国、大韓民国及び日本への訪問調査に基づく報告書」（いわゆるクマラスワミ報告）をまとめた。

現在における女性への暴力を調査する任務を与えられた特別調査官が、過去に無数に

存在した事件の中であえて慰安婦問題だけを調査対象に加えたのは、戸塚氏ら日本の運動体と韓国の運動体の強い働きかけの結果であるとともに、日本政府の外交の失敗とも言えよう。

クマラスワミ女史は95年7月に、日本、韓国、北朝鮮で実地調査を進めた。翌96年4月、人権委員会は、彼女が提出した「戦時の軍事的性奴隷制問題に関する報告書」を採択した。

同報告書では慰安婦は「性奴隷」とであると明記している。戸塚が四年前に言い出した「性奴隷」説が、国連文書に明記されてしまった。

## (2) クマラスワミ報告の内容

### ● 性奴隷説を採用

クマラスワミ報告の内容は、根拠薄弱な決めつけに満ちている。概要を紹介しよう。(外務省人権難民課の仮訳を西岡が一部補正した)。

報告書は、次のような構成となっている。

序

- 第一章 定義
- 第二章 歴史的背景
- 第三章 特別報告者の作業及び活動
- 第四章 証言
- 第五章 朝鮮民主主義人民共和国の立場
- 第六章 大韓民国の立場
- 第七章 日本政府の立場：法的責任
- 第八章 日本政府の立場：道義的責任
- 第九章 勧告

まず、「第一章 定義」で慰安婦は「性奴隷」とであるという、報告書の基本的立場が示される。戸塚が二年前に直感的に言い出した「性奴隷」説が、ここでついに国連の公的文書として採択されたのだ。

〈特別報告者は、本件報告の冒頭において、戦時下に軍隊の使用のために性的奉仕を行うことを強制された女性の事例を、軍隊性奴隷制 (military sexual slavery) の慣行であると考え、これを明確にしたい。(略)

特別報告者は、「慰安婦」という語句が、女性被害者が戦時下に耐えなければならなかった、強制的売春ならびに性的服従および虐待のような、毎日行われる複数の強姦および過酷な肉体虐待の苦痛を、少しも反映していないとの、現代的形態の奴隷に関する作業部会委員ならびに非政府機関代表および学者の意見に全面的に賛同する。したがって、特別報告者は、「軍隊性奴隷」という語句の方がより正確かつ適切な用語であると確信を持って考える。〉

このような立場から報告は第九章で、日本政府に次の六項目を勧告している。

- ① 第二次世界大戦中に日本帝国陸軍により開設された慰安所制度は国際法違反であることを認め、法的責任を受け入れるべきである。
- ② 軍隊性奴隷制の被害者個人に補償を支払うべきである。
- ③ すべての関連資料を公開すべきである。
- ④ 女性被害者に書面で公式に謝罪を行うべきである。
- ⑤ 歴史的事実を教育課程に反映させ、問題理解を向上させるべきである。
- ⑥ 慰安婦募集および慰安所開設に関与した者を特定し処罰すべきである。

なぜ、日本は国連からここまでひどい勧告を受けなければならないのか。それは、報告が慰安婦を、貧困を原因とする身売りの被害者と見ず、権力による強制連行の犠牲者だと決めつけていることから出ている。

戸塚らが懸命にそのような認識を国連人権委員会で広めた結果だ。その認識に立つからこそ、報告書は、慰安婦制度を第二次世界大戦当時の国際法に違反する不正行為と見るのだ。

#### ● 根拠は吉田証言とヒックス書

その根拠は、報告書が書かれた1996年の時点で日本国内では信憑性を失っていた、挺身隊制度による慰安婦募集説と吉田清治証言なのだ。報告書の慰安婦募集に関するくだりを引用する。

〈三通り募集方法が確認されている。一つはすでに売春業に従事していた婦人や少女たちがみずから望んで来たもの。二つめは軍の食堂料理人あるいは清掃人など高収入の仕事を提供するといって誘い出す方法。最後は日本が占領していた国で奴隷狩りのような大規模で強制・暴力的連行を行うことだ。(註7)

より多くの女性を求めるために、軍部のために働いていた民間業者は、日本に協力していた朝鮮警察といっしょに村にやってきて高収入の仕事を餌に少女たちを騙した。あるいは1942年に先立つ数年間には、朝鮮警察が「女子挺身隊」募集のために村にやってきた。このことは、募集が日本当局に認められたもので、公的意味合いを持つことを意味し、また一定程度の強制性があったことを示している。もし「挺身隊」として推薦された少女が参加を拒否した場合、憲兵隊もしくは軍警察が彼女らを調査した。実際、「女子挺身隊」によって日本軍部は、このようにウソの口実で田舎の少女たちに「戦争に貢献する」ように圧力をかけるのに地方の朝鮮人業者および警察を有効に利用できた。(註8)

さらに多くの女性が必要とされる場合に、日本軍は暴力、露骨な強制、そして娘を守ろうとする家族の殺りくを含む人狩りという手段に訴えた。これらの方法は、1938年に成立したが1942年以降にのみ朝鮮人の強制徴用に用いられた国家総動員法の強化により容易となった(註9)。元軍隊性奴隷の証言は、募集の過程で広範に暴力および強制的手段が使われたことを語っている。さらに、吉田清治は戦時中の経験を記録した彼の手記の中で、国家総動員法の労務報告会の下で千人におよぶ女性を慰安婦とするために行われた人狩り、とりわけ朝鮮人に対するものに参加したことを認めた。(註10)〉

〈註7：G Hicks, “The Comfort women, sex slaves of the Japanese Imperial Forces,”  
Heinemann Asia, Singapore, 1995

註8：前回 その他慰安婦本人の証言

註9：前回

註10：前回吉田清治『私の戦争犯罪 朝鮮人強制連行』東京、1983〉

この報告は1996年に発表されたものだから、時期的には、日本における論争の成果を十分活用できたはずだ。クマラスワミ女史は秦郁彦、吉見義明の二人の学者から研究成果を聞いている。

しかし、秦教授によると、米陸軍が捕虜とした20人の朝鮮人慰安婦と業者を尋問した記録などを示して、慰安婦は日本軍とは雇用関係がなく、業者に雇われていたと説明したにもかかわらず、報告書では、「秦博士は『大多数の慰安婦は日本陸軍と契約を交わしており……』と話した」とまったく反対に書かれてしまい、外務省を通じて抗議したという。秦教授は、吉田清治についても詳しく根拠を挙げて、「職業的なうそつき」と指摘したのだが、クマラスワミ女史は報告書で吉田証言を事実と扱って議論を展開している。<sup>(註7)</sup>

先に引用した部分でも出てきたが、クマラスワミ女史は慰安婦問題の事実関係に関して、ジョージ・ヒックスの著書『コンフォート・ウーマン』にほぼ全面的に依存している。報告書で事実関係を扱っている「第二章 歴史的背景」では11の註が付けられているが、そのうちの10がヒックスの著書を、残り一つが吉田清治の著書を典拠として挙げている。

したがって報告の信憑性は、ヒックスの著書の信憑性と直結する。ヒックスの著書こそが、クマラスワミ女史の慰安婦に関する認識を決定したとも言える。同書は吉田清治証言を事実だとするゆがんだ立場に立つ、在日朝鮮人女性である李ユミからは八割の資料の提供を受けている。<sup>(註8)</sup>

この問題の専門家ではないクマラスワミ女史は、報告書を書くにあたって英語の文献を求めたが、この時点で英語で書かれた研究書は、ヒックスの書しか存在しなかった。そして、そのヒックスもこの問題の専門家ではなく、ある一人の偏った見方をしている人物に八割の資料提供を受けて、事実認識が大変誤っている本を、英語で出版した。

英語で資料を提供して国連人権理事会の専門家に働きかけて、自分たちの運動に有利な報告書を書かせるという、日韓の反日活動家たちがこの間、国連人権理事会で行ってきた活動の原型がここにある。<sup>(註9)</sup>

香港在住のオーストラリア人経済学者ヒックスは日本語、韓国語とも読むことができない。つまり、一次資料や研究論文の大部分を読めないのだ。それで、前述の通り在日朝鮮人女性に資料の八割を提供してもらった。

たとえばヒックスは、吉田清治証言を事実としてそのまま引用しているが、「済州新聞」の韓国人女性記者が、吉田が済州島で慰安婦狩りをしたと書いていることを事実ではないと批判している<sup>(註10)</sup>ことを知らないで、そのまま証言を使っている。

在日朝鮮人著述家の金一勉の本からの引用が多数ある。しかし、金氏が著書に断定調で書いているさまざまな事実関係は、立証されていないうわさ話のたぐいが大部分で、日本の専門家たちは、金一勉氏の主張を相手にしていない。

ヒックスは日本における慰安婦問題研究の成果をまったく勉強せず、提供されたうわさ話のたぐいを英訳して、無批判につなぎ合わせて著書を書いた。

クマラスワミ女史も日本語、韓国語ができない。女史が報告書を書いた時期、慰安婦問題に関する英文の資料はたいへん乏しかった。ヒックスの著書がほぼ唯一のまとまった英文資料だった。だからといって、国連の調査官が、日韓の専門家が激しく論争を繰り返している問題について、英文の本一冊だけに依存してよいのか。

吉見教授でさえも「クマラスワミ報告には事実誤認がある」として、ヒックスの本と吉田の証言は削除したほうがよいと勧める手紙を、クマラスワミ女史に出したという。<sup>(注11)</sup>

女史は、このようなやり方で権力による強制連行を一方的に事実と決めつけ、その上に立って慰安婦を「軍隊性奴隷」と定義して、日本政府に国際法違反認定、個人補償実施、関係者処罰まで勧告した。戸塚が主張した「性奴隷」説という結論が最初からあって、それに合致する資料を集めて書いた報告と言ってもいいのではないか。

### ● 北朝鮮の対日中傷をそのまま採用

クマラスワミ報告でもう一つ、見逃すことができない問題は、北朝鮮政府が事実ではない情報提供をしていることだ。

慰安婦問題が日韓の外交問題化した直後の92年6月頃から、北朝鮮に住む元慰安婦が名乗りを上げだし、北朝鮮政府も日本に対して、韓国だけでなく北朝鮮の元慰安婦に謝罪と補償をせよと要求した。

日程の関係で訪朝できなかったクマラスワミ女史に対して、北朝鮮政府は多数の文書資料を提供して「日本は、二〇万人の朝鮮人女性を軍隊性奴隷として強制的に徴集し、過酷な性的迫害を加え、その後そのほとんどを殺害した。(これは)人道に対する罪、ジェノサイド条約二条の集団殺害にあたる」と非難し、それが、報告書にも北朝鮮政府の立場として記述されている。

「日本が二〇万人の慰安婦のほとんどを殺害した」など全く根拠のない中傷だが、それが国連の公的文書に書き込まれてしまうのだから深刻だ。北朝鮮にとっては歴史研究も外交も、すべて事実より政治宣伝が優先する。

クマラスワミ報告には、次のような荒唐無稽な北朝鮮の元慰安婦の証言が、そのまま記載されている。

#### 〈チョン・オクスン氏(七四)の証言

私が一三歳の時……村の井戸で一人の日本の駐留兵に連行された。トラックで警察署に連れて行かれ、そこで数名の警察官に強姦された。……警察署長が泣き叫ぶ私の左目を殴り失明させた。

……日本軍駐留兵舎で毎日、四〇人に対して性的奴隷として犯された。約四〇〇人の若い朝鮮女性がいた。……いっしょにいた朝鮮人少女が、なぜ一日に四〇人も相手をしなければならないかと尋ねたら、山本中隊長がリンチを命じた。みなが見ている中、衣服をはぎ、手足を縛り、釘の出ている板の上に転がし、釘が彼女の血や肉片でおおわれるまでやめなかった。最後に首を切り落とした。ヤマモトは私たちに向かっ

て「お前らを全員殺すのなんかわけない。犬を殺すより簡単だ」と言った。「こいつら朝鮮人女は空腹でわめいてるから、この人肉をゆでて食べさせてやれ」と命じた。

ある朝鮮人少女はあまりに強姦されたので性病にかかり、そのため50人以上の日本兵が感染した。感染を防ぎ、少女を「殺菌消毒」するため性病にかかった彼女の陰部に熱い鉄の棒を突き刺した。

数名の朝鮮人少女を水と蛇でいっぱいになったプールに突き落とし、土を入れそのまま埋めた。

兵舎にいた四〇〇人の少女のうち半分以上は殺されたと思う。

……逃亡に失敗した後、拷問を受け、唇の内側、胸、腹、などに入れ墨をされた。>

クマラスワミ女史はこのチョン氏の証言を、裏づけ調査など一切なしで無条件に信じている。女史は報告書で、「これが間違いなく彼女らの人生において最も屈辱的で苦しい時間を思い出すことになるにもかかわらず、勇気を持って証言をしてくれたすべての女性被害者に心から感謝したい」「これらの証言により、特別報告者はこのような軍隊性奴隷は日本帝国陸軍によりその指導者も承知のうえで組織的かつ強圧的に実行されたと信じるに至った」と記している。

## ● 反論を取り下げたクマラスワミ報告を否定しなかった日本政府

そのうえ、もう一つ見逃すことのできない問題は、日本政府がクマラスワミ報告に対して、事実関係に踏み込んだ反論をまったくしていないことだ。

実は、1996年3月、クマラスワミ報告が人権委員会で採択されるかどうかの審議が行われたとき、外務省は42頁にわたる反論文書「日本政府の見解」を人権委員会に提出した。

反論文書では、報告が依拠しているヒックスや吉田の著作、元慰安婦の証言を「日本政府は、以下の通り、付属文書がその立論の前提としている事実に関する記述は、信頼するに足りないものであると考える」「特別報告者の事実調査に対する姿勢は甚だ不誠実である」と明快に批判した。<sup>(注12)</sup>

ところが、突然、反論文書は撤回され、非公開となってしまう。そして、歴史事実に踏み込まない「いわゆる“従軍慰安婦”問題に関する日本政府の施策」と題する形式的な文書に差し替えられて提出された。どの様な経緯で差し替えが行われたかは明らかになっていないが、戸塚氏らが反論文書を「怪文書」として非難していたことは分かっている。当時は橋本龍太郎内閣で、社会党も与党に入っていた。<sup>(注13)</sup>

国連の特別報告官が「性奴隷」などという語句をわざわざ用いて、日本政府の姿勢を糾弾した。それなのに、日本政府は、内容にまで踏み込んだ反論文書を撤回し、河野談話で道義的責任を認めて謝り、アジア女性基金で被害者へのお詫びを示しているなどと縷々述べただけだ。

反論をしなければ、認めたと見なされるのが国際社会なのだ。

北朝鮮はこの間、国連などの場で拉致問題での日本からの批判に対抗して、「日本は戦前、二〇万人の朝鮮女性を性奴隷にした」などと言いつのっているが、それに対して外務省はいつも「数字が誇張されている。日本はすでに謝罪している」という二点でしか反論



しない。

このやりとりを聞いた他国の外交官らは、北朝鮮の主張は数字が誇張されているのなら、話半分で10万人くらいの女性を戦前日本は性奴隷にしたのだらうと思っても不思議ではない。

### (3) 韓国憲法裁判所判決の内容

戸塚氏ら反日活動家は国連人権委員会の場合などを利用して、慰安婦問題をナチスのユダヤ人虐殺や旧ユーゴスラビアでの組織的強姦と同レベルの「人道に対する罪」として位置づけることに成功した。それを根拠に、米国議会<sup>(注14)</sup>、EU議会<sup>(注15)</sup>が「性奴隷」という用語を使って日本を糾弾する慰安婦決議を議決し、ついで2011年8月30日、韓国憲法裁判所がそれらを使って慰安婦問題で韓国政府が日本政府に外交交渉をしないことは違憲だとする判決を下し、再度、慰安婦問題を日韓間の外交問題にさせたのだ。

なんと戸塚は韓国憲法裁判所に意見書を提出しており、判決はその意見書を添付している。つまり、戸塚意見書を参考にして違憲判決を下したことを憲法裁判所が認めているのだ。戸塚は意見書冒頭で、

〈元「慰安婦」被害者が日本政府に対してその尊厳と名誉の回復等を求めて謝罪等を要求している事件について、被害者の地位が、サンフランシスコ平和条約、日韓請求権協定第2条の規定によって処理済であって、元「慰安婦」被害者は、日本政府に対するなんら要求する地位を持たないし、被害者の権利を擁護するための韓国政府の外交保護権も失われているとする主張 [は根拠がない。]…したがって、元「慰安婦」らが日本軍政府によって性奴隷とされた事件について、日本政府に対して元「慰安婦」らが持つ奴隷被害者としての地位は、日韓請求権協定によっても失われていないし、被害者らの地位を保護するための韓国政府の外交保護権も失われていない。(西岡訳・[ ]内と傍点は西岡)〉

と自身の立場を述べている。ここでも戸塚は、「元「慰安婦」らが日本軍政府によって性奴隷とされた」と断言している。

戸塚は自身の主張の根拠として、民間団体の3文書、①日本弁護士連合会理事会『「従軍慰安婦問題」に関する提言10』(1995年)、②国際法律家委員会(ICJ)『慰安婦報告書』(1994年、DOLGOPOL, Ustinia & PARANJAPE, Snehal, Comfort Women: an unfinished ordeal Repoがofa Mission by International Commission of Jurists, ICJ, (1994).)、③女性国際戦犯法廷判決(2001年)と、国連人権委員会関係の3文書、④「クマラスワミ報告書」、⑤ゲイ・マクドゥーガル国連人権小委員会戦時性奴隷等に関する特別報告者『武力紛争下の組織的強姦、性奴隷及び奴隷制類似慣行に関する最終報告書18』(1998年、いわゆる「マクドゥーガル報告書」)、⑥国連人権小委員会「組織的強姦、性奴隷、奴隷用慣行に関する決議」(1999年)を挙げている。国連特別報告者の報告書である④と⑤は、韓国憲法裁判所が違憲判決で引用していることに注目したい。

戸塚は、慰安婦は「日本軍政府によって性奴隷とされた」という前提に立ち、性奴隷は当時の国際法においても人道に反する罪として不法行為であり、その被害に対する補償

請求権はいかなる外交交渉によっても消滅しないという自身の主張を、上記6文書を引用する形で展開している。

その時点ですでに、日本での論争では「慰安婦=性奴隷」説は破綻していたのだが、それがきちんと英語など外国語に翻訳されていなかった。その隙を悪用して、戸塚らがNGOの資格でILO（国際労働機関）や国連の人権委員会（現在の人権理事会）などに働きかけて、慰安婦問題をナチスのユダヤ人虐殺や旧ユーゴスラビアでの組織的強姦と同レベルの「人道に対する罪」として、位置づけることに成功した。

それを根拠に韓国憲法裁判所が、外交的に解決済みだとする韓国政府の姿勢を違憲だと判定してしまった。戸塚の活動によって日韓関係、国際社会における日本の名誉がいかに傷つけられたかが分かる。

繰り返し強調したいことは、国際社会においては反論しなければ誹謗中傷を事実と認めた、と誤解されるのだ。官民挙げての反論が求められる所以だ。

## 追記

戸塚の主張には、実は大きな矛盾がある。この矛盾は戸塚の発案した「慰安婦=性奴隷」説の根幹を揺るがすものだ。

戸塚は上記クマラスワミ報告書ができるプロセスに積極的に関与していた。その頃は、性奴隷という言葉は職業的売春婦とは異なる軍による強制的被害者として使っていた。戸塚は「韓国の「慰安婦」被害者たちは、職業的売春婦ではなかった。ごく普通の少女だったのである。それが、日本帝国軍によって、強制的に性の奴隷にされた挙句、現在でも「売春婦呼ばわり」されていることに留意すべきだ。被害者からしてみると、「お金が欲しいので任意に売春婦になったのではないか」と示唆されるほど辛いことはない。だから、被害者らは、「犯罪によって、強制的に性的奴隷にさせられたのだ」と必死に訴えているのである」と書いている。（『法学セミナー』95年8月号）<sup>(注16)</sup>

吉田清治証言のような軍によるドレイ狩りが事実であるなら、この戸塚の主張は説得力を持つ。クマラスワミ報告書が戸塚らの英語での主張にだまされ、虚偽であることが判明していた吉田証言に依拠しつつ、性奴隷説を主張した経緯は前述の通りだ。

しかし、慰安婦は売春婦ではなく性奴隷だという戸塚らの主張は、日本国内での論争において軍による強制連行の存在が否定されたことにより、根拠を弱めていった。その上、いわゆるフェミニズム学者らから、売春婦を蔑視差別するものだと批判を受けた。そこで戸塚は、クマラスワミ報告が出た1年後の97年頃から、「職業的売春婦も性奴隷だ」という主張をし始める。

〈公娼制は奴隷制であって、国際法に違反していたと考える。仮に、当時の国内法が、この奴隷制度を合法化しても、当時の慣習国際法のもとで奴隷と奴隷取引は禁止されていた。女兒・女性の人身売買を禁止する3条約（日本は25年に批准）は、女兒に（本人が同意しても）売春させることを禁止し、また、成人女性を騙したり、強制したりして売春させることを禁止していた。強制労働条約（日本は32年に批准）も、女性の強制労働を禁止していた。公娼制は、これらの当時の国際法に違反し、日本政府は違反行為を犯罪とし

て処罰する国際法上の責務を負っていた。(略)

公娼制のもとで、娼妓は自由意思に基づいて商行為を行っていたのであろうか。そうではなく、娼妓は奴隷だった。> (『法学セミナー』97年1月号)<sup>(注17)</sup>

この戸塚の立場に立つなら、韓国人慰安婦だけでなく戦前の日本人娼妓らに対しても日本政府は公式謝罪し個人補償をしなければならず、また責任者を処罰しなければならないはずだ。また、同じことが1970年代までの韓国の売春婦らに対しても成り立つことになる。

ところが、戸塚が国連人権委員会に「性奴隷」として告発し続けているのは慰安婦だけである。ここにも戸塚の偽善が表れている。

わたしは1992年以来、この問題の論争に加わりながら、慰安婦とさせられた女性も、戦前、吉原など遊郭ではたらかされた女性もみな、著しく人権を侵された歴史と貧困の被害者であり、深く同情するという立場を貫いてきた。その上で、慰安婦は軍の強制の犠牲者だから人権侵害の度合いは遊郭で働かされた女性より著しく重い、とする「性奴隷」説に反対してきた。

国連関係者や米国議会関係者、そして韓国の良識ある人々が戸塚の性奴隷説の転換を知るなら、慰安婦=性奴隷という日本への国際的非難は姿を消すはずだ。本来なら外務省がそのような国際広報をすべきなのだが、それが全くなされていないため、戸塚らの国際謀略が成功している。

## 注

- 注1 戸塚悦朗「日本軍性奴隷問題への国際社会と日本の対応を振り返る」『戦争と性』第25号、「戦争と性」編集室、2006年5月30日、123～124頁
- 注2 同書 128頁
- 注3 拙著『増補版よく分かる慰安婦問題』草思社、2012年12月（草思社文庫）、第1章参照。
- 注4 前掲『戦争と性』第25号、128頁
- 注5 同上
- 注6 同上
- 注7 秦郁彦『慰安婦と戦場の性』新潮社 1999年6月1日（新潮選書）、268～270頁、277～280頁
- 注8 ジョージ・ヒックス著、浜田徹訳『性奴隷 従軍慰安婦』三一書房、1995年10月、287～288頁
- 注9 山本優美子氏が本号に寄稿した論文参照。
- 注10 『済州新聞』1989年8月14日、許榮善記者による記事
- 注11 前掲『慰安婦と戦場の性』、280頁
- 注12 「日本政府の見解」全文は『月刊正論』2014年6月号、7月号に掲載されている。拙稿「『反論書』公式化で『性奴隷』論を打ち砕け」『月刊正論』2014年6月号参照。
- 注13 ジュネーブでロビー活動をしていた戸塚は反論文書が提出されたという情報に接して「これまで4年間積み上げてきた国連での成果は水泡に帰する」として知り合いの国会議員や記者らに文書の入手を依頼し、文書を受け取った各国政府代表部に日本政府の反論を受け入れないようというロビー活動を行っている。戸塚悦朗『日本が知らない戦争責任 国連の人権活動と日本軍「慰安婦」問題』現代人文社、1999年3月、182～190頁。
- 注14 アメリカ合衆国下院121号決議（“United States House of Representatives House Resolution 121”）2007年7月31日に下院本会議で採択。
- 注15 2007年12月13日採択。米国、EU議会以外に、2007年11月8日オランダ下院、11月28日カナダ下院、2008年10月27日韓国国会、11月5日台湾立法院が、慰安婦決議を採択している。
- 注16 戸塚は『法学セミナー』に連載していた文章を集めて『日本が知らない戦争責任』という単行本として出版した。引用は同書から行った。同書135頁
- 注17 『日本が知らない戦争責任』262～263頁